

議会運営委員会

日 時 令和2年8月24日（月）午前10時～
場 所 全員協議会室

1 令和2年亀岡市議会定例会9月議会について

- (1) 議案送付 8月24日（月）
- (2) 再 開 8月31日（月）

2 議案の概要説明について

3 9月議会日程について …【別紙No.1】

- (1) 一般質問通告期限 8月31日（月）正午
一般質問順序・・・①共産党 ②公明党 ③新清流会 ④緑風会
- (2) 請願書等提出期限 8月31日（月）午後5時
- (3) 質疑通告期限 9月 8日（火）一般質問終了時
- (4) 意見書等提出期限 9月25日（金）午前10時
- (5) 討論通告期限 9月28日（月）午後4時

4 議事日程（8月31日）について

諸報告

第1 会議録署名議員指名（菱田議員、長澤議員）

第2 第1号議案から第49号議案（提案理由説明）

◎諸報告

- ・ 予算継続費精算報告
- ・ 健全化判断比率及び資金不足比率の状況
- ・ 理事者出席要求

5 陳情・要望について

- (1) 非核・平和施策に関する要望書 …【別紙No.2】
- (2) 国民のいのちと健康を守るために医療機関や介護施設・事業所に大規模な財政支援を求める陳情書 …【別紙No.3】
- (3) 亀岡運動公園陸上競技場改修に関する要望書 …【別紙No.4】

【裏面に続く】

6 議会運営上の新型コロナウイルス感染症対策について

- (1) 市民憲章唱和の実施見合わせ
- (2) 消毒液の設置、マスク着用
- (3) 会議中のドアの開放
- (4) 一般質問・委員会への傍聴自粛呼びかけ
- (5) 本会議・委員会への出席職員の抑制

7 一般質問時の議席の取り扱いについて

- (1) 2グループに分け、議員は基本的には、議席・傍聴席へ交互に着席する
(質問順序が決定次第、事務局にて配席表を作成)
- (2) 議席には、定足数(12人)を考慮しつつ、最低限の議員が着席するよう調整
- (3) 傍聴席での発言は行わず、発言がある場合は、議席への着席を可とする
- (4) インターネット中継ではテロップ対応を実施(ライブ、録画)
- (5) 傍聴席における議員席の確保(張り紙)

8 一般質問通告について…【別紙No.5】

- (1) 通告書について
○事務局へメール送信
- (2) 質問時間 答弁を含め1人45分
- (3) 会派内質問順序 8月28日(金)までに事務局へ

9 決算審査について

- (1) 事務事業評価対象事業について…【別紙No.6】

10 委員会の行政視察について

11 その他

- (1) 議場内撮影許可の申請(市政記者クラブ、秘書広報課)
- (2) エコ・オフィス推進期間(10月31日まで)
- (3) 本日(8月24日)の予定
幹事会、(午後)会派会議、広聴部会、広報広聴会議
- (4) 議会運営委員会の予定
9月7日(月)14:00 議運事前調整(正副委員長のみ)
9月8日(火)一般質問終了後 議会運営委員会
9月28日(月)13:00 議運事前調整(正副委員長のみ)
14:00 議会運営委員会、幹事会
9月29日(火)未定 議会運営委員会

令和2年亀岡市議会定例会 9月議会日程表（案）〔詳細版〕

別紙No.1

Ver. 0824

【議会期間30日間】

| 日 | 曜日 | 会 議 等 | 備 考 |
|------|----|--|---------------------------|
| 8/21 | 金 | 10:00～ 正・副議長議案調整 11:00～ 議運事前調整 | 議案概要 |
| 22 | 土 | | |
| 23 | 日 | | |
| 24 | 月 | 【議案送付日 概要説明】 10:00～ 議会運営委員会（市長出席）・幹事会 午後 会派会議 終了後 広報広聴会議 | 議案 |
| 25 | 火 | 13:30～ 産業建設常任委員会（月例） | |
| 26 | 水 | | |
| 27 | 木 | | |
| 28 | 金 | | |
| 29 | 土 | | |
| 30 | 日 | | |
| 31 | 月 | 10:00～ 【本会議（再開、諸報告、署名議員、提案理由）】 <12:00 一般質問通告期限><17:00 請願書提出期限> | 議事日程、監査報告 出席要求、提案理由 |
| 9/1 | 火 | | |
| 2 | 水 | | |
| 3 | 木 | | |
| 4 | 金 | | |
| 5 | 土 | | |
| 6 | 日 | | |
| 7 | 月 | 13:00～ 正・副議長議案調整（追加議案） 14:00～ 議運事前調整 | 追加議案概要 |
| 8 | 火 | 【本会議（一般質問）】 （一般質問終了後）議会運営委員会（市長出席）・幹事会 <一般質問終了時 質疑通告期限> | 議事日程 付託表、請願文書表 追加議案 |
| 9 | 水 | 【本会議（一般質問）】 | 議事日程 |
| 10 | 木 | 【本会議（一般質問、提案理由、質疑、付託）】 | 議事日程、提案理由 |
| 11 | 金 | 10:00～ 総務文教常任委員会 | |
| 12 | 土 | | |
| 13 | 日 | | |
| 14 | 月 | 10:00～ 環境厚生常任委員会 | |
| 15 | 火 | 10:00～ 産業建設常任委員会 | |
| 16 | 水 | 10:00～ 決算特別委員会 全体会（市長出席）、各分科会 | |
| 17 | 木 | 10:00～ 決算特別委員会 各分科会 | |
| 18 | 金 | 10:00～ 決算特別委員会 各分科会 | |
| 19 | 土 | | |
| 20 | 日 | | |
| 21 | 月祝 | （敬老の日） | |
| 22 | 火祝 | （秋分の日） | |
| 23 | 水 | 10:00～ 決算特別委員会 各分科会 | |
| 24 | 木 | 10:00～ 決算特別委員会 各分科会、全体会 決算分科会委員長会議 | 指摘要望一覧、事務事業 評価一覧 |
| 25 | 金 | 委員会（予備日） <10:00 意見書提出期限 > | |
| 26 | 土 | | |
| 27 | 日 | | |
| 28 | 月 | 10:00～ 正・副議長議案調整（人事議案） 13:00～ 議運事前調整 14:00～ 議会運営委員会・幹事会 会派会議 <16:00 討論通告期限 > | 人事議案、意見書案 |
| 29 | 火 | 10:00～ 各常任委員会、決算分科会委員長会議 議運事前調整、議会運営委員会・幹事会、会派会議 午後 【本会議（委員長報告～採決、人事議案、休会）】 | 意見書案、審査結果 議事日程 |

令和2年6月10日受理
(持参)

亀岡市 市議会議長 様

非核・平和施策に関する要望書

地域住民の平和と安全、そして健全な発展のためにご尽力されていることに敬意を表します。また毎年の原水爆禁止国民平和大行進に対するご支援、ご協力に心からお礼申し上げます。

本年度は、新型コロナウイルス感染防止のため、例年のような多数の人々が集った行進は取りやめ、宣伝カーの運行や街頭での宣伝行動に止めて地域の皆様にアピールすることにしたしました。ご理解をいただきますようお願い申し上げます。

広島・長崎の被爆から75年を迎えました。2017年7月、広島・長崎の被爆者や市民の声を力に核兵器禁止条約が国連で採択され、「核兵器のない世界」に向けた歴史的一歩を踏み出しました。これまでに81カ国が調印し37カ国が批准しています。いま、世界の3分の2を超える国々や市民社会が核兵器禁止条約を支持し、条約の早期発効へと行動を強めています。

私たちは貴自治体と議会に対して、住民の命と安全を守る被爆国の地方自治体として、非核・平和運施策の推進のために次の事項について要望いたします。

< 記 >

1. いま核兵器禁止条約の早期発効をめざして多くの国の政府が努力を強めていますが、唯一の戦争被爆国である日本政府は禁止条約に反対しています。被爆国として核兵器禁止条約に参加し、核兵器廃絶の先頭に立つよう日本政府に強く働きかけて下さい。
「核兵器禁止条約の調印・批准を求める」決議・意見書を提出して下さい。
2. 核兵器の禁止から廃絶へ国際的な動きが広がっている今、核兵器の非人道性を告発する被爆の実相を広げることがあらためて重要になっています。原爆（写真）展の開催など住民参加の創意あるとりくみを強めて下さい。とりわけ以下の点についてご協力下さい。
 - (1) 日本被団協が製作した「ヒロシマ・ナガサキ 原爆と人間」写真パネルを購入していただき、原爆写真展の開催などに積極的に活用して下さい。
 - (2) 住民が行う原爆（写真）展に後援・協賛して下さい。役所（役場）、公民館など公共施設を無償で提供して下さい。
 - (3) 教育委員会を通じて、小・中・高の児童・生徒に案内して下さい。
 - (4) 広報を通じて、住民に原爆（写真）展開催を知らせて下さい。
3. 2016年4月に被爆者が核兵器の禁止・廃絶を訴えた「ヒバクシャ国際署名」が思想、信条、宗教の違いを超えて世界と日本国内に広がっています。日本国内ではこれまでに20人の府県知事と約1229人の市区町村長が賛同され、京都でも京都府知事、京都市長をはじめ12人の首長が署名されています。「平和首長会議」も連携してとりくんでいる「ヒバクシャ国際署名」に賛同し、住民に協

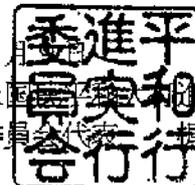
力を訴えて下さい。

4. 広島・長崎に原爆が投下された8月6日と9日、終戦の日の15日には、住民のみなさんにも呼びかけて、「犠牲者への黙祷」などの非核・平和のとりくみを行なって下さい。また、貴自治体の非核・平和宣言を住民に周知徹底するとともに、宣言に基づく非核・平和施策を具体化・充実して下さい。脱原発を明記した新しい非核自治体宣言策定に住民と一緒にとりくんで下さい。
5. 子どもたちに平和の尊さを教え、被爆の実相を伝えることは重要な平和施策です。公立図書館や学校などで平和教材を充実するとともに、被爆者の体験を聞く機会を設けるなど、教育分野でのとりくみを積極的にすすめて下さい。
6. 被爆国日本の自治体が世界の自治体と連携して核兵器廃絶を国際社会に訴え、国際政治を動かすことは、今日の核兵器をめぐる状況からも重要です。「平和首長会議」と連携した核兵器廃絶に向けた国際的な行動に積極的にとりくんで下さい。姉妹都市などに被爆組写真を送るとりくみなど海外の自治体に被爆の実相を広げて下さい。
7. ノーモア・ヒバクシャ近畿訴訟をはじめ原爆症認定訴訟の相次ぐ勝訴判決は、国を動かし一定の改善を実現しましたが、司法の判断と被爆者の要求とは依然として大きな隔たりがあります。被爆者が訴訟を起こすことはもう困難です。原爆症認定問題の早期解決を国に働きかけて下さい。また高齢化がすすむ被爆者への独自の援護施策を実施・充実して下さい。
8. 若狭湾には世界有数の原発集中地帯があり、京都はその80%圏内にほぼ全域が入ります。政府・電力会社に対し、高浜原発、大飯原発をはじめすべての原発の稼働を中止し、原発の廃棄・廃炉を求めて下さい。原発事故の危険から住民の安全を確保するために全住民を対象とした実効ある避難計画を作成するなどの安全・防災対策を強化して下さい。独自の自然再生エネルギー政策を確立し、とりくんで下さい。

2020年6月

原水爆禁止国民平和

京都実行委員会代表



憲

2020年原水爆禁止国民平和進行京都実行委員会

京都市中京区壬生仙念町30-2 ラボール京都内

原水爆禁止京都協議会気付 電話：075-811-3203 FAX：075-811-321



別紙 No.3

令和2年6月12日受理(郵送)

2020年6月11日

亀岡市議会
議長 齊藤 一義 様

京都医療労働組合連
執行委員長 勝野由



国民のいのちと健康を守るために医療機関や介護施設・ 事業所に大規模な財政支援を求める陳情書

【陳情趣旨】

新型コロナウイルス感染症の拡大の下で、国民のいのちと健康を守るために、医療・介護労働者は、日夜分かたぬ奮闘を続けています。新型コロナウイルス感染拡大防止のために、自らの感染リスクの恐怖ともたたかひながら、対応しているのは、重症者を受け入れている医療機関だけではなく、地域医療や介護を支えているすべての病院、診療所、歯科、介護事業所、保険薬局などです。

しかし今、新型コロナウイルス感染拡大の終息の目途が立たない中で、医療機関では、入院、外来ともに大幅な患者減、感染対応に係る支出増加、介護施設・事業所においても、利用者の減少が激しく、多くの医療機関、介護施設・事業所の経営は悪化しています。

また、医療・介護労働者の定期昇給停止や夏季一時金削減も起こっています。こうした状況を放置しておけば、国民のいのちと健康が守れなくなり、高齢者などが安心して暮らすことができなくなります。

事態は切迫した状況にあります。今後、感染拡大の第二波・第三波に備えて、地域で医療・介護を支える医療機関、介護施設・事業所の経営危機を回避しなければいけません。経営危機による「医療・介護崩壊」をくい止めるためには、国の責任によって、迅速かつ的確で大規模な経済対策がどうしても必要です。以下の事項について国に対する意見書の提出を求めて陳情します。

【陳情項目】

国民のいのちと健康を守る医療機関、介護施設・事業所の経営を守るため、前年同月の収入を補償するなど、大規模な財政支援を国に求めてください。

以上

国民のいのちと健康を守るために医療機関や介護施設・ 事業所に大規模な財政支援を求める意見書

新型コロナウイルス感染症の拡大の下で、国民のいのちと健康を守るために、医療・介護労働者は、日夜分かたぬ奮闘を続けています。新型コロナウイルス感染拡大防止のために、自らの感染リスクの恐怖ともたたかいながら、対応しているのは、重症者を受け入れている医療機関だけではなく、地域医療や介護を支えているすべての病院、診療所、歯科、介護事業所、保険薬局などです。

しかし今、新型コロナウイルス感染拡大の終息の目途が立たない中で、医療機関では、入院、外来ともに大幅な患者減、感染対応に係る支出増加、介護施設・事業所においても、利用者の減少が激しく、多くの医療機関、介護施設・事業所の経営は悪化しています。

また、医療・介護労働者の定期昇給停止や夏季一時金削減も起こっています。こうした状況を放置しておけば、国民のいのちと健康が守れなくなり、高齢者などが安心して暮らすことができなくなります。

事態は切迫した状況にあります。今後、感染拡大の第二波・第三波に備えて、地域で医療・介護を支える医療機関、介護施設・事業所の経営危機を回避しなければいけません。経営危機による「医療・介護崩壊」をくい止めるためには、国の責任によって、迅速かつ的確で大規模な経済対策がどうしても必要です。以下の事項について国に要望します。

国民のいのちと健康を守る医療機関、介護施設・事業所の経営を守るため、前年同月の収入を補償するなど、大規模な財政支援すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和 年 月 日

亀岡市議会
議長 齊藤 一義

【提出先】

内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣



令和2年7月27日受理
(郵送)

令和2年7月27日

別紙 No.4

亀岡市議会議長

齊藤 一 義 様

亀岡市陸上競技協
会長 關本 卓



亀岡運動公園陸上競技場改修に関する要望書

上記につきまして、今後も公認競技場として検定に合格しますよう、改修に向けてご準備していただきたく、下記のとおり、お願い申し上げます。

記

1. 要望の趣旨

亀岡運動公園陸上競技場は、昭和63年京都国体の会場としてその前年に完成し、同時に日本陸連の第3種公認検定を受け、以来20年間5年おきに公認継続を受けてきました。ここ数回の検定では、部分補修等により何とか公認継続されてきましたが、前回の検定時(平成29年)に日本陸連公認検定員から「トラックのウレタン舗装の劣化が激しく、今回は部分補修では公認継続できない」と指摘を受けております。そして、2019年度からは、競走路の規格変更があり、次の検定時には、全面改修が必要となります。

また、曲走路部分が6レーンしかなく、大会を開催する際に大きなデメリットとなっており、競走路の狭小による8レーン化を要望します。さらに、前回検定時に指摘を受けました備品等の追加補充が必要となります。

2. 要望の理由

亀岡市の陸上競技の競技力は、府民総体陸上競技の部で、第20回大会から29回大会まで10連覇を達成し、昨年で19回の総合優勝を数えました。この成果により平成19年には京都府スポーツ賞功労賞、亀岡市市政功労表彰を受賞、同駅伝においても、過去3回の優勝を含めて、常に上位入賞を果たしており、層の厚さと競技力の高さを維持しています。また、地元の中学生も毎年のように全国大会に出場、活躍しており、2014年に東輝中学校を卒業した井本君は今回の東京2020オリンピックの日本代表候補として頑張ってくれています。小学生のジュニア陸上教室では、毎年100名を超える登録があり、年間を通して陸上競技場を中心に活動しています。2019年度は、詳徳小学校の寸田君が、全国大会で3位入賞を果たし競技力向上がみられます。

このように高い競技力が維持できていることは、他の市町村では見られない特徴的なもので、亀岡市が公認陸上競技場を持っていることが非常に大きな要因となっていることは明白です。

上記のことより、次回検定(2022年7月から8月頃)時までに、公認競技場として継続できますよう改修を要望するものです。

3. 要望の詳細

① 競技場内ウレタン舗装の全面改修

→ 2019年に日本陸連公認検定員から競走路幅変更について指摘があり、走路の全面改修が必要とのこと

② 全走路を8レーンに

→ 市内小・中学校の大会、亀岡陸協の大会を開催する場合に、曲走路がセパレート6レーンでは、足りず時間設定等が厳しくなっている

③ 曲走路内側ピットを両側に

→ 現在、北側のみ走高跳・やり投・砲丸投ピットがあるが、同時進行の種目に制限があり、競技時間の設定が厳しい

④ 用器具（ハードル）の充実

→ 現在ハードルが旧規格となっており、1台でも破損してしまうと競技会が開催できなくなる。

⑤ 用器具倉庫の増改築

→ 現在の用器具倉庫（スタンド下南北に1ヶ所ずつ）の内、南側にハードル（8台用台車10台）と棒高跳マット、走高跳マットが各1セットずつ収納しているが、これで満杯状態である。現在の棒高跳マットは規定外で、規定に合わせると収納できなくなる。そのため、増改築が必要となる

⑥ 各コーナーへの信号ケーブルの埋設と電源の確保

→ 現在は大会の都度、ケーブルを敷設撤収しているため損傷が激しくなっている。レーン増設やウレタン舗装改修時に、同時工事なら手間が済む

⑦ 写真判定室の新設

→ 現在は写真判定機のパソコンを倉庫内に設置して実施しているが、大会が終了するまで用器具を倉庫に収納できない状態である

⑧ 第1、2ゲート扉の拡幅

→ 今後、ハーフマラソンを開催するにあたり、競技場を発着とするなら、参加人数の規模によりゲートの拡充が必要である（約2000人の同時スタートが限界）

⑨ 簡易夜間照明の設置

→ 写真判定のためフィニッシュライン付近に必要。また、トラックのみを明るくすることで、季節により使用可能時間の延長が可能となる。

⑩ スタンド下各設備、施設の老朽化に伴う改修

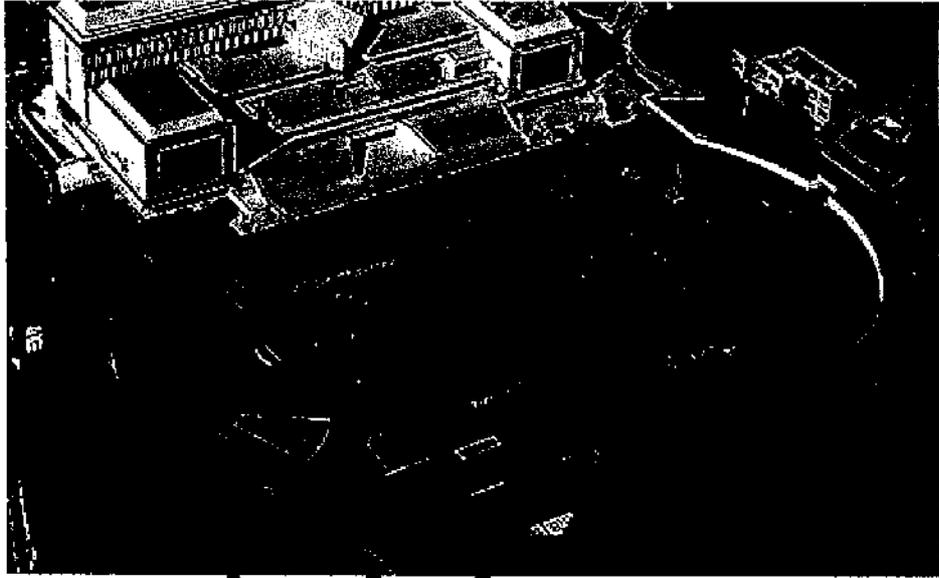
→ 1F研修室を始め、雨漏りが激しく、使用料を徴収しての施設とは思えないほどひどい状況である

⑪ 全スタンドへの簡易屋根の設置 → 雨天時対策

⑫ 補助競技場の新設 → 危険防止のため

⑬ 長距離障害走のための水濠の新設 → 大会開催可能規模を大きくするため

⑭ 電光掲示盤の新設 → //



②

③



令和2年7月27日受理
(郵送)

令和2年7月27日

別紙 No.4

亀岡市議会議長

齊藤 一 義 様

亀岡市陸上競技協
会長 關本 卓



亀岡運動公園陸上競技場改修に関する要望書

上記につきまして、今後も公認競技場として検定に合格しますよう、改修に向けてご準備していただきたく、下記のとおり、お願い申し上げます。

記

1. 要望の趣旨

亀岡運動公園陸上競技場は、昭和63年京都国体の会場としてその前年に完成し、同時に日本陸連の第3種公認検定を受け、以来20年間5年おきに公認継続を受けてきました。ここ数回の検定では、部分補修等により何とか公認継続されてきましたが、前回の検定時(平成29年)に日本陸連公認検定員から「トラックのウレタン舗装の劣化が激しく、今回は部分補修では公認継続できない」と指摘を受けております。そして、2019年度からは、競走路の規格変更があり、次の検定時には、全面改修が必要となります。

また、曲走路部分が6レーンしかなく、大会を開催する際に大きなデメリットとなっており、競走路の狭小による8レーン化を要望します。さらに、前回検定時に指摘を受けました備品等の追加補充が必要となります。

2. 要望の理由

亀岡市の陸上競技の競技力は、府民総体陸上競技の部で、第20回大会から29回大会まで10連覇を達成し、昨年で19回の総合優勝を数えました。この成果により平成19年には京都府スポーツ賞功労賞、亀岡市市政功労表彰を受賞、同駅伝においても、過去3回の優勝を含めて、常に上位入賞を果たしており、層の厚さと競技力の高さを維持しています。また、地元の中학생も毎年のように全国大会に出場、活躍しており、2014年に東輝中学校を卒業した井本君は今回の東京2020オリンピックの日本代表候補として頑張ってくれています。小学生のジュニア陸上教室では、毎年100名を超える登録があり、年間を通して陸上競技場を中心に活動しています。2019年度は、詳徳小学校の寸田君が、全国大会で3位入賞を果たし競技力向上がみられます。

このように高い競技力が維持できていることは、他の市町村では見られない特徴的なもので、亀岡市が公認陸上競技場を持っていることが非常に大きな要因となっていることは明白です。

上記のことより、次回検定(2022年7月から8月頃)時までには、公認競技場として継続できますよう改修を要望するものです。

3. 要望の詳細

① 競技場内ウレタン舗装の全面改修

→ 2019年に日本陸連公認検定員から競走路幅変更について指摘があり、走路の全面改修が必要とのこと

② 全走路を8レーンに

→ 市内小・中学校の大会、亀岡陸協の大会を開催する場合に、曲走路がセパレート6レーンでは、足りず時間設定等が厳しくなっている

③ 曲走路内側ピットを両側に

→ 現在、北側のみ走高跳・やり投・砲丸投ピットがあるが、同時進行の種目に制限があり、競技時間の設定が厳しい

④ 用器具（ハードル）の充実

→ 現在ハードルが旧規格となっており、1台でも破損してしまうと競技会が開催できなくなる。

⑤ 用器具倉庫の増改築

→ 現在の用器具倉庫（スタンド下南北に1ヶ所ずつ）の内、南側にハードル（8台用台車10台）と棒高跳マット、走高跳マットが各1セットずつ収納しているが、これで満杯状態である。現在の棒高跳マットは規定外で、規定に合わせると収納できなくなる。そのため、増改築が必要となる

⑥ 各コーナーへの信号ケーブルの埋設と電源の確保

→ 現在は大会の都度、ケーブルを敷設撤収しているため損傷が激しくなっている。レーン増設やウレタン舗装改修時に、同時工事なら手間が済む

⑦ 写真判定室の新設

→ 現在は写真判定機のパソコンを倉庫内に設置して実施しているが、大会が終了するまで用器具を倉庫に収納できない状態である

⑧ 第1、2ゲート扉の拡幅

→ 今後、ハーフマラソンを開催するにあたり、競技場を発着とするなら、参加人数の規模によりゲートの拡充が必要である（約2000人の同時スタートが限界）

⑨ 簡易夜間照明の設置

→ 写真判定のためフィニッシュライン付近に必要。また、トラックのみを明るくすることで、季節により使用可能時間の延長が可能となる。

⑩ スタンド下各設備、施設の老朽化に伴う改修

→ 1F研修室を始め、雨漏りが激しく、使用料を徴収しての施設とは思えないほどひどい状況である

⑪ 全スタンドへの簡易屋根の設置 → 雨天時対策

⑫ 補助競技場の新設 → 危険防止のため

⑬ 長距離障害走のための水濠の新設 → 大会開催可能規模を大きくするため

⑭ 電光掲示盤の新設 →

”



②

③

令和元年度決算 事務事業評価対象事業（R2.9実施）

総務文教分科会

- 1 移住・定住促進経費（移住促進施設事業経費）
- 2 文化振興経費（かめおか霧の芸術祭に係る経費）
- 3 生涯学習推進経費
- 4 セーフコミュニティ推進事業経費

環境厚生分科会

- 1 環境保全対策経費
- 2 ごみ減量・資源化等推進事業経費
- 3 介護予防・日常生活支援総合事業経費（介護保険事業特別会計）
（高齢者介護予防拠点活動支援事業委託料）

産業建設分科会